

消費生活
緊急情報

第45号

平成23年10月14日

**アフガニスタン通貨(アフガニ)の
購入を勧める業者にご注意**

見知らぬ業者から「過去に行った工事代金に戻ってくる」という電話があり、さらに別業者から「アフガニスタン通貨」勧誘のダイレクトメールが届いた。最初の業者から「工事代金を取り戻す条件にアフガニスタン通貨の購入をしてくれ」という電話がかかってくる、いわゆる「劇場型」の詐欺の手口にご注意下さい。

両者は通謀して、過去に床下換気扇取付け工事などを行った消費者を狙って勧誘していますが、実際に買い取りが行われることは期待できず、返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。

不審な電話や郵便物があつた時には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金, 9時～17時)